

令和8年度 スポーツ団体への補助金交付リスト

【スポーツ基本法第35条】

(原文)国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。))に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

令和8年度 補助金一覧 (案)

単位(千円)

No.	補助金名称	R8年度 予算額(案)	【参考】R7年度 予算額	概要
1	選手派遣補助金	1,500	1,440	立川市社会体育関係団体事業費補助金交付要綱及び社会体育の旅費支給に関する基準に基づき交付。立川市在住・在勤等で立川市を代表して参加する対象選手に対して旅費(交通費)を支給している。
2	総合団体育成補助金	326	326	立川市社会体育関係団体事業費補助金交付要綱に基づき交付。啓発事業として広報紙年2回、年間を通じたホームページ作成等や市民スポーツ大会でのスポーツ協会表彰に活用しスポーツ振興に役立てている。
3	競技団体等事業補助金	1,144	1,144	立川市社会体育関係団体事業費補助金交付要綱に基づき交付。各種競技団体の補助として活用している。